

# 労働災害保険（労災上乗せ補償）における 業務処理の流れ・加入勧奨等について

令和7年1月21日

（一社）全国労働保険事務組合連合会東京支部

# 身近に起こる労災事故

厚生労働省が公表している「労働災害発生状況」によると、令和5年は労災事故により、全国で休業4日以上の死傷者（新型コロナへのり患除く）が135,371人となっており、単純平均で毎日370人を超えるなど、私たちの身近において労災事故は発生しております。

労災事故は業種を問わず全ての事業場で起こる可能性があり、規模別にみると、事業所規模が小さくなるほど、労働災害発生の頻度や重さの程度がともに高まる傾向にあります。

なお、労働災害保険で保険金を給付した事例では、「階段から足を踏み外した」、「床が濡れて滑った」、「地面が凍結して滑った」、「物につまずいた」などの日常でも起き得る事例により、骨折や捻挫などにより長期にわたり休業し、休業保険金や障害保険金を受けています。

# 上乘せ保険の必要性

## ● 労働災害に対する備えは十分かどうか

### ① 事業主としての責任

労働災害を起こすと安全配慮義務を問われるなど民事上の責任のほか、行政上または刑事上で問題になるなど、社会的責任は重くなっています。

安全配慮義務違反の結果、裁判により損害賠償を求められることがあり、また、高額化の傾向にあります。

### ② 被災した労働者の生活を守る

被災した労働者が働けずに休業をした場合、国の労災保険からは1日当たり給付基礎日額の80%（特別支給金を含む）が支給されますが、20%不足することになります。

例えば、給与が25万円の労働者の場合、国の労災保険から80%の20万円しか支給されず、5万円が不足します。

# 労働災害保険の仕組み

(1) 労働災害保険は、委託事業場の労働者や特別加入者が、業務上又は通勤により負傷若しくは疾病を発生し、労災保険法上の保険給付の支給決定を受けた場合に、その上乘せとして保険金を支払うものです。

労働災害保険の給付基礎日額、障害等級や休業日数の認定については、労災保険法の決定に従います。

労働災害保険は、保険金を委託事業主にお支払いし、委託事業主から補償金として、全額を被災者又はその遺族にお渡しいただきます。委託事業主が保険金の全部を被災者又はその遺族に対して支払わなかった場合には、その保険金は全国労保連に返還していただくことになります。

なお、委託事業主が指図書を提出した場合には、全国労保連から直接被災者又はその遺族に保険金の全額をお支払いします。

(2) 労働災害保険の仕組みは原則として労災保険の制度を準用していますが、労災保険（労働保険）の保険料は、概算・確定の精算方式となっていますが、労働災害保険の保険料は、概算方式になっています。

# 労働災害保険・契約期間等について

## ① 保険契約の成立

保険契約は、保険契約申込書により取扱事務組合に申込みをした日に成立したものとみなします。

## ② 保険期間

労働災害保険の保険期間は、毎年8月1日午前0時から翌年8月1日午前0時までの1年間です。  
ただし、保険期間の途中から加入することもできます。

## ③ 補償地域

原則日本国内で発生した労働災害が対象ですが、海外危険担保特約付帯の場合は、派遣先の日本国外で発生した労働災害も対象となります。

## ④ 補償対象者

補償の対象となる者は、労働災害保険加入者（事業主）に雇用される労働者（臨時・パートタイマー・アルバイト等を含む。）と労災保険の特別加入者（中小事業主等・一人親方等・海外派遣者）で労働災害保険に加入した者です。

# 労働災害保険に加入できる事業主

労働災害保険は、全国労保連の会員である労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託している事業主を対象としています。※

ただし、全国労保連では、暴力団等の反社会的勢力・団体との関係を一切遮断することとしていますので、暴力団等の反社会的勢力・団体からの契約（加入）の申込みは引き受けできません。

※ 労働保険番号が労働保険事務組合の番号（基幹番号・枝番号）であること。

# 労働災害保険・保険料の算出について

保険料は、前年度概算労災保険料の算定基礎となった賃金総額に、脳・心臓疾患及び精神障害の対象の有無・保険の型・事業の種類（労災保険の事業の種類と同じ）により定められた業種別年間基本保険料率を、乗じて算定します。

計算式は次のとおりとなります。

$$\text{年間保険料 (10円未満切捨)} = \left\{ \begin{array}{l} \text{保険料算定基礎賃金総額} \\ \text{労働者年間賃金総額} + \text{特別加入者年間賃金総額} \\ \text{(千円未満切捨)} \end{array} \right\} \times \text{業種別保険料率}$$

(注)

- ① 特別加入者の賃金総額は、被災時における保険金支払の関係上、当年度の概算保険料算定基礎額を用いてください。
- ② 新規に成立した事業場で前年度の概算保険料の算定基礎となった賃金総額がない場合は当年度の概算保険料の算定基礎となった賃金総額（算定された期間が1年に満たない場合は1年間の金額に相当する額に換算した額）を基に算出します。
- ③ 計算の結果、保険料が1,000円に満たないときは、1,000円とします。（中途加入の場合も同様）  
なお、下請特約にて加入の場合は保険料の最低額は5,000円となります。
- ④ 保険期間の中途から加入する場合の保険料は、保険料算出基礎賃金総額に業種別保険料率及び（保険契約月数/12）を掛けて算出します。なお、保険契約月数は月未満を切り上げとします。
- ⑤ 算定した保険料の10円未満は切り捨てるものとします。ただし、保険の型が2口または3口の場合には、1口ごとに、賃金総額に業種別保険料率を乗じて得た額の10円未満を切り捨てた額を合計して保険料とします。
- ⑥ 準被用者のうち、労災保険法第33条第3号および第4号の一人親方等については、同法施行規則第46条の17に掲げる種類の事業に類似の、上記事業の種類にかかる業種別保険料率を、一人親方等の業種別保険料率とします。

# 参考：主な業種の保険料率・保険料

主な業種	①保険料率	②保険料	1日当たりの保険料	③保険料（平均）
その他の各種事業	0.604	6,040円	16.5円	21,101円
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	0.631	6,310円	17.3円	19,153円
建築事業	8.400	84,000円	230.1円	51,306円
その他の建設事業	9.075	90,750円	248.6円	62,606円
輸送用機械器具製造業	1.566	15,660円	42.9円	45,224円
機械器具製造業	2.346	23,460円	64.3円	74,644円

上表は主な業種の保険料率、保険料、1日当たりの保険料、保険料の平均額を示したもので、①は主な業種の保険料率です。②は事業場の賃金総額が1,000万円、脳心疾患等の補償あり、Ⅲ型Aを選択した場合の保険料です。その右欄は保険料を1日当たりに換算した金額です。③は契約事業場の平均の保険料ですが、契約の型、加入口数等が様々です。

# 労働災害保険 加入勧奨の時期①

労働災害保険は、保険期間が毎年 8 月 1 日午前 0 時から翌年 8 月 1 日午前 0 時までの 1 年間と決まっております。保険期間が固定されていない保険（保険期間が加入日から 1 年間というような保険）と比べ、契約者ごとに保険期間の管理をする必要がないため、契約者管理の負担がありません。

労働災害保険は保険期間が固定しており、保険期間の途中から加入することもできますので、一年を通じて加入勧奨を行うことができます。そのため、取扱事務組合の実情に沿った時期を捉えて加入勧奨を行うことができます。

加入勧奨の時期の一例としては次ページの時期が考えられます。

# 労働災害保険 加入勧奨の時期②

## ① 新規委託事業場になった時

新規に委託事業場となった事業場に対し、労災保険に対する関心が高い内に労働災害保険の話をするとう効果的です。ただし、労働災害保険は政府労災保険のような強制保険ではなく、任意保険であることを事業主に説明する点に注意が必要です。

## ② 労働保険の年度更新の時期

事務組合業務の繁忙期ですが、労働災害保険の保険料を国の労働保険料と一緒に領収することで効率良く事務処理を行うことができますので、加入勧奨を行う時期としては適しています。

## ③ 委託事業場を訪問した時

何らかの用務で委託事業場を訪れた際は、パンフレットを配布する等して加入勧奨を行う。また、パンフレットに加え、契約申込書を添付することで、事業主により興味を持ってもらうことができます。

## ④ 既存の加入している保険の期間満了時期

既に類似の保険に加入をしている場合、保険期間の満了時期に保険の見直しを提案するというのも効果的です。ただし、保険料や補償内容等を単純に比較することは困難なため、あくまで選択肢の一つとして労働災害保険を勧めるという点に注意が必要です。十分な説明をせずに既存の保険から切り替えさせるという事は行わないようにしてください。

# 東京支部独自の奨励金規程により 積極的な取扱事務組合を応援しています

現在、全国労保連の支援措置（令和5年度から3年間の時限措置）及び当支部独自の予算を財源として、本事業に積極的に取り組んでいる取扱事務組合を応援しています。

令和5保険年度は99取扱事務組合に対し、795,000円、令和6保険年度は83取扱事務組合に対し、945,000円の奨励金が支給されました。

## 労働災害保険 奨励金規程（一部抜粋）

### 奨励金の支給基準および支給額

事務組合が次のいずれかに該当する場合は、当該事務組合に対して奨励金を支給するものとする。  
なお、支給基準日は当年8月1日現在とする。

- |                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 新規の取扱事務組合 または 契約なしから契約有となった事務組合 | 2万円 |
| (2) 前保険年度より契約件数が2件以上増えた事務組合         | 1万円 |
| (3) 前保険年度より取扱保険料が10万円以上増えた事務組合      | 1万円 |
| (4) 前保険年度より取扱保険料が20万円以上増えた事務組合      | 2万円 |
| (5) 前保険年度より取扱保険料が30万円以上増えた事務組合      | 3万円 |
| (6) 当年8月1日現在において5件以上の契約がある事務組合      | 5千円 |

2. 前項の(1)については連合会の支援措置に準じて適用する。
3. 第1項の(3)、(4)及び(5)は、重複して支給しない。

# 終わりに

事務手続きについて、「手続きが難しそう」、「業務が増えるのでは」といった不安があるかもしれませんが、労働災害保険の仕組みは国の労災保険に準拠しており、効率よく業務を行うことができ、事務の負担も少なくなるように設計されております。

労災保険上乗せ保険は、委託事業場の福祉の向上のために大変に重要なものですので、是非この機会に、委託事業主様に対して労働災害保険への加入をお勧めして頂きますようご協力お願い申し上げます。

お問合せ先

(一社) 全国労働保険事務組合連合会東京支部  
担当：織田

TEL：03-3556-0920 FAX：03-3556-0924